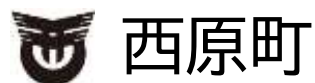


西原町一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和4年4月



目 次

西原町一般廃棄物処理基本計画の概要	1
1. 計画の位置付け.....	1
2. 計画目標年度.....	1
3. ごみ処理基本方針.....	2
4. 生活排水処理基本方針.....	2
ごみ処理基本計画	3
1. ごみ処理の体系.....	3
2. ごみ処理の実績.....	4
3. ごみ処理の現状と課題.....	5
4. ごみの減量化目標値.....	6
5. ごみ処理計画.....	7
生活排水処理基本計画	13
1. 生活排水処理体制.....	13
2. 生活排水処理の実績.....	14
3. 生活排水処理の課題.....	14
4. 生活排水処理計画.....	15

西原町一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 計画の位置付け

西原町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づいて策定するもので、西原町（以下、「本町」という。）の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

2. 計画目標年度

本計画は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画とし、中間目標年度を令和 8 年度、計画目標年度を令和 13 年度とします。

本計画の改定は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、おおむね5年ごとに行います。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
策定年度	✻										
計画期間	✻ ✻										
計画目標	✻										
中間目標	✻										
見直し年度	✻										



西原町観光キャラクター「さわりん」



3. ごみ処理基本方針

本町では、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る「4R」を推進します。

<ごみ処理に関する基本方針>

- ①ごみの排出抑制の推進
- ②ごみの資源化の推進
- ③ごみの適正処理・処分の推進
- ④持続可能な社会を目指した施策の展開※

※本計画の計画期間はSDGsの目標年度（2030年度）を上回る令和13（2031）年度ではありますが、施策は継続して実施します。



4. 生活排水処理基本方針

本町では、公共下水道の整備と下水道への接続を推進し、下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の流域）については、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理していただくように周知を図ります。

<生活排水処理に関する基本方針>

- ①公共下水道事業の推進
- ②合併処理浄化槽への転換



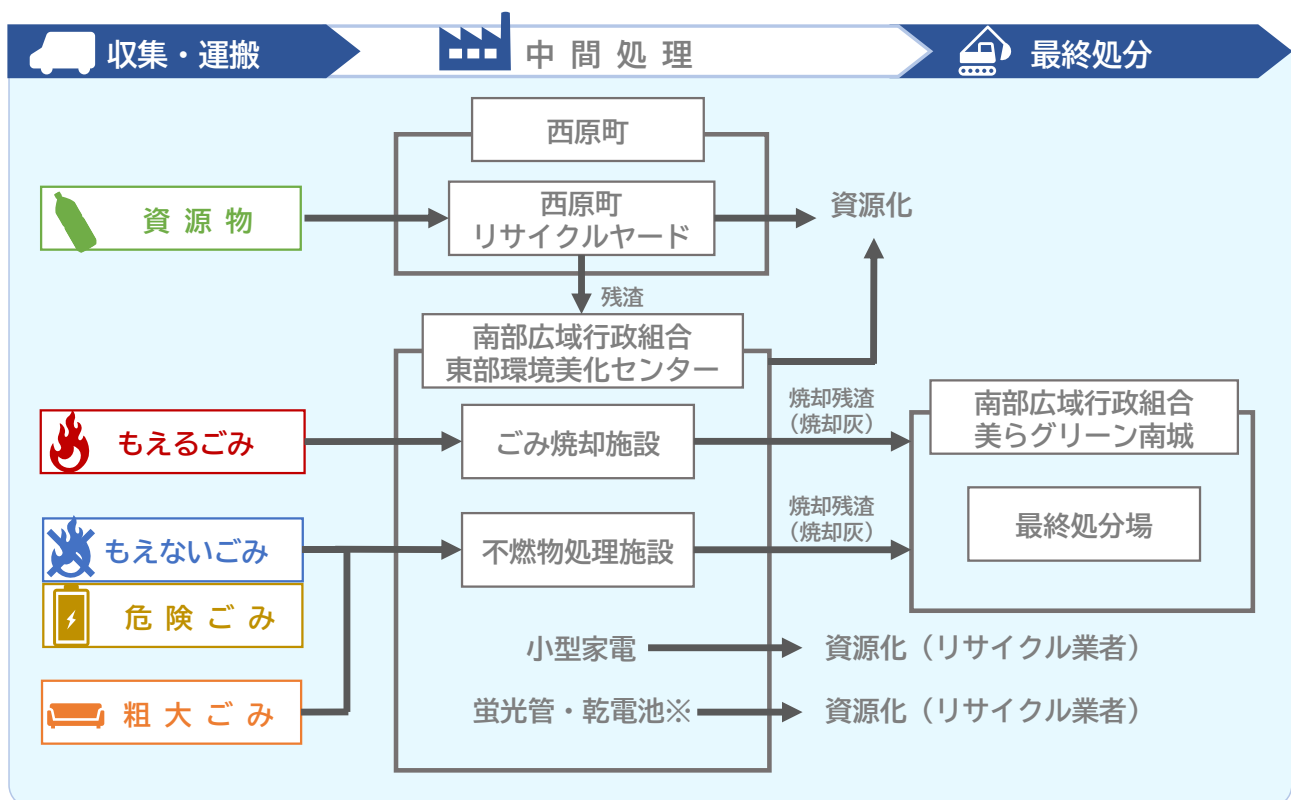
ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の体系

本町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される生活系ごみは委託業者によって行われ、事業所等により排出される事業系ごみは、自己搬入又は許可業者によって行われます。

ごみの中間処理は、西原町リサイクルヤードにおいて、町シルバー人材センター、就労支援事業所の作業員によって資源化物の分別が行われ、その他のごみは、南部広域行政組合が管理する東部環境美化センターで焼却処理等が行われます。東部環境美化センターにおいては、もえるごみの焼却処理、もえないごみ及び粗大ごみ等の選別等も行われます。

最終処分については、本町、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町の被覆型一般廃棄物最終処分場「美らグリーン南城」で行われています。



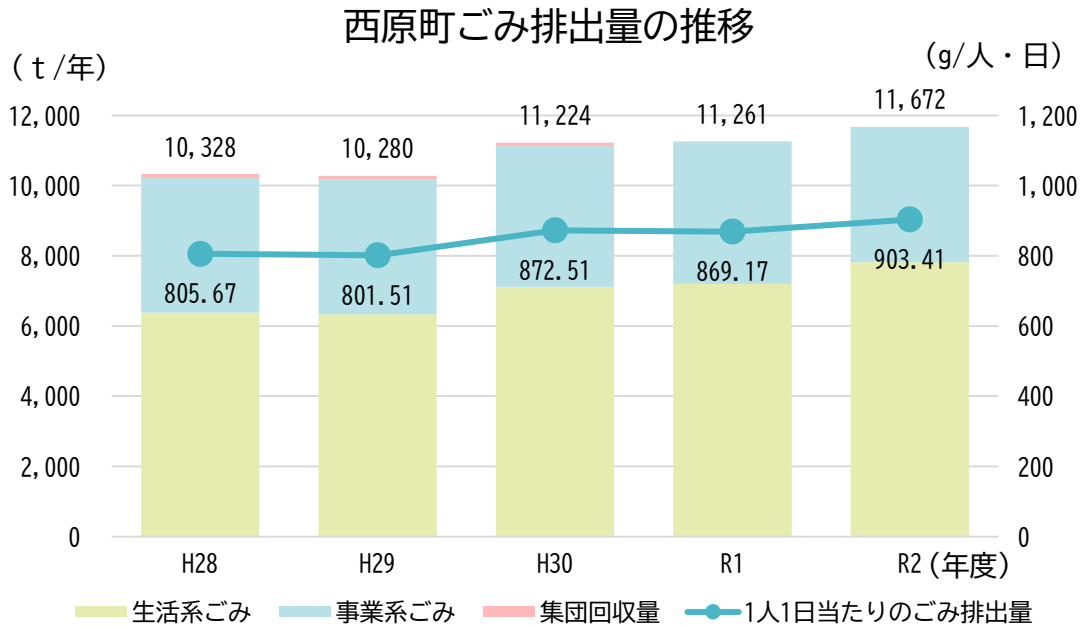
※蛍光灯・乾電池は清掃工場内に一時貯留後資源化



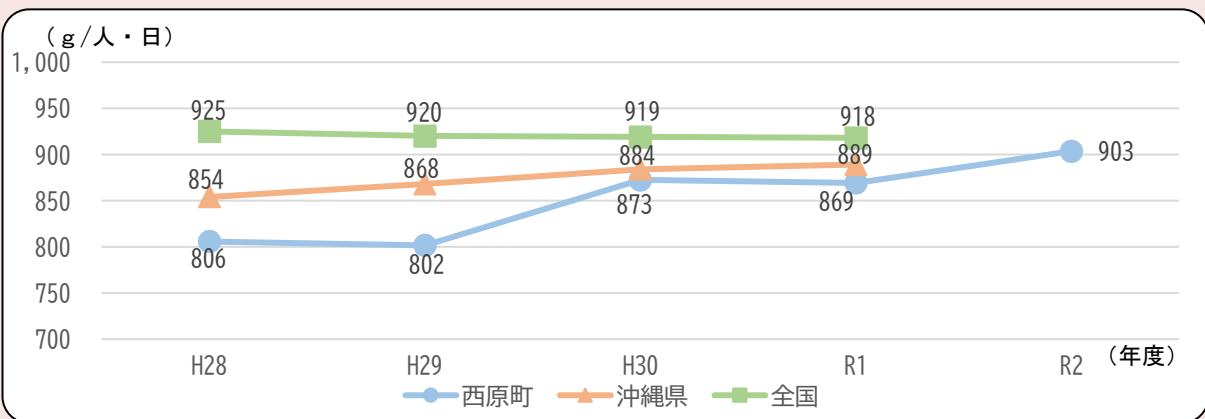
2. ごみ処理の実績

本町における令和2年度のごみ排出量は11,672 t/年であり、1人1日当たりのごみ排出量に換算すると、903.41 g/人・日となっています。令和元年度においては869.17 g/人・日であり、沖縄県（令和元年度：889g/人・日※）及び全国（令和元年度：918g/人・日※）と比較すると、平均より少ないといえます。

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）



【参考】本町、全国及び沖縄県内の1人1日当たりのごみ排出量



参考図 1人1日当たりのごみ排出量の全国及び県内との比較



3. ごみ処理の現状と課題

1) 排出抑制・資源化に関する主な課題

- ・生活系ごみについて、1人1日当たり生活系ごみ排出量が増加傾向にあり、さらに人口が増えていることから、生活系ごみの排出への対応が求められます。
- ・事業系ごみについて、不適物の混入がないか搬入ごみの展開検査を実施し、ごみ出しルールを徹底します。また、必要に応じて事業所へのごみの分別指導を行います。
- ・ごみ排出量のうち、生ごみが占める割合が多いことが考えられるため、食品ロスに対する施策の強化が必要です。
- ・昨今では新型コロナウイルスの影響で在宅勤務やステイホーム等で生活ごみの増加が懸念されています。また、感染症防止対策として、使用済のマスク、ティッシュ等は袋に入れてしっかりしばってごみ出しを行ってもらうよう町民への周知が必要です。
- ・分別が徹底されていない状態で排出されていることがあるため、分別ルールを浸透させていくことが必要です。
- ・直接搬入について、業者等が個人と称して直接搬入を行っていることが増加の一因と考えられます。産業廃棄物混入防止の観点も含め、廃棄物区分の確認を行ったうえで一般廃棄物として判断されたもののみ受け入れます。



2) 収集・運搬に関する課題

ペットボトルやびん類のキャップが付いたままになっていることや、古紙が雨の日に排出されている等、排出時のルールが十分に浸透していません。

3) 中間処理に関する課題

近年、もえるごみが増加しており、このまま1人1日当たりの排出量が増加すると年間のもえるごみの量も増加することが考えられます。処理ごみ量を減量し、焼却処理を行っている東部美化センターの負担軽減を図る必要があります。

4) 不法投棄に関する課題

不法投棄防止のため、パトロールの実施や不法投棄防止看板の対策を行っており、空地の所有者に対しても土地の管理を指導していますが、抜本的な解決は図られていないのが現状です。これまでの対策を継続するとともに、他市町村の事例を参考にしながら、より効果的な対策を行う必要があります。



4. ごみの減量化目標値

本計画では、以下の目標1、目標2を減量化・資源化の目標として設定しました。また、それぞれの目標数値は以下のとおりです。

目標1 1人1日当たりのごみ排出量を2.5%削減*する。

目標2 再生利用率を22%に向上する。

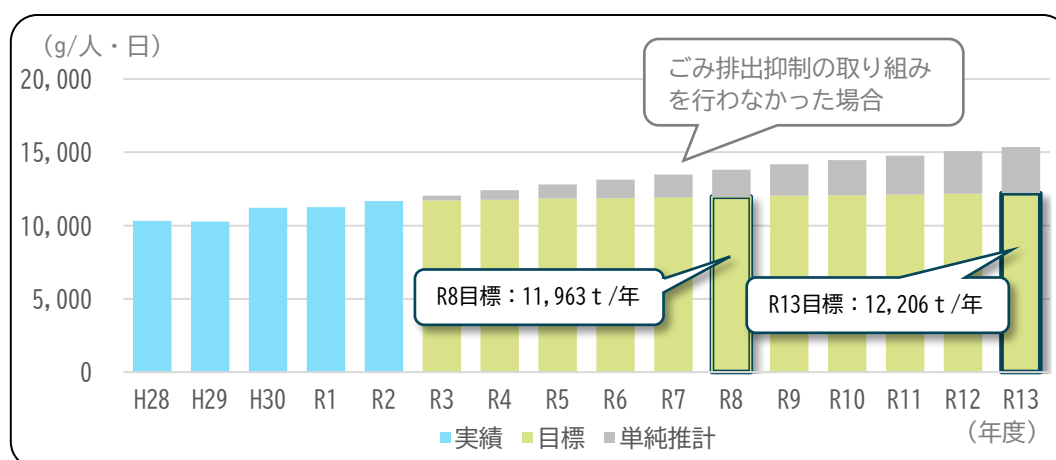
※令和2年度比

区分	単位	現状 (令和2年度)	中間目標年度 (令和8年度)	計画目標年度 (令和13年度)
将来人口*	人	35,397	36,782	37,867
目標1 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	903.41	891.11	880.82
ごみ排出量	t/年	11,672	11,963	12,206
目標2 再生利用率	t/年 (%)	1,791 (15.3)	2,261 (18.9)	2,682 (22.0)
最終処分率	t/年 (%)	1,325 (11.4)	1,305 (10.9)	1,284 (10.5)

※出典：「西原町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和13年度のごみ減量化目標にしたがって、ごみの減量等が実施された場合のごみ排出量の推移を以下に示します。

人口の増加が見込まれていることから、減量化目標を達成した場合でもほぼ横ばいで推移をしますが、ごみ排出抑制の取り組みを行わなかった場合と比較すると、大幅な減量が見込まれます。



5. ごみ処理計画

1) 排出抑制計画

ごみの排出抑制にあたっては、町・町民・事業者のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要です。

町における取り組み

① 意識啓発のための広報活動

- ・ホームページや広報紙でごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動を実施
- ・平成 27 年に作成したごみ分別マニュアルにおいて、分別の徹底のほか、リフューズ、リユースの記載をし、減量化・資源化に対する意識啓発を実施

② 資源ごみの分別排出の徹底

- ・資源化物の分別排出の指導をしており、分別ポスターで排出方法を呼び掛けるとともに、分別ができていない場合は指導シールを貼り付けて指導
- ・資源回収業者の育成をし、適正に回収を行う
- ・令和 4 年 4 月施行予定の「プラスチック資源循環促進法」に対し、新たな分別品目の検討

③ 食品ロス削減の推進

- ・生ごみ処理機、発酵菌（ぼかし）等の購入助成制度を再開しており、周知を徹底
- ・給食センターの食物残渣を収集し、液肥として資源化

④ 環境保全対策事業の推進

- ・環境保全のための水質調査を継続して実施し、結果はホームページ等で公表
- ・山間部や空き地等において、不法投棄防止のため看板の設置およびパトロールの実施



町民における取り組み

① ごみの分別排出の徹底・適正排出

- ・ごみ分別マニュアルの作成、ごみ分別ポスターの配布をし、分別方法の周知を徹底
- ・木枝、廃食用油を回収し、資源化を行っていることから、資源ごみとしての排出方法の周知
- ・その他の資源ごみである缶・びん・ペットボトル・紙類等についても適正な排出方法について啓発活動を実施
- ・台風等による暴風警報発令時のごみ排出を禁止しており、ごみ出しのルールを周知



② 食品ロス削減の推進

- ・ごみをできるだけ出さない買い物から省エネ料理、生ごみの上手な処理方法までの一連の流れを通じてごみ減量意識の向上を図っていき、食材の「使い切り」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を町民へ啓発
- ・生ごみ処理機等の助成制度の活用を周知徹底し、生ごみのコンポスト化（堆肥化）の実施を図り、生ごみの減量化（資源化）

③ ライフスタイルの見直し

- ・マイボトル、マイ箸の持参等、新たなライフスタイルの見直しを推奨
- ・沖縄県内で実施しているごみ減量化・資源化に対する施策の情報を発信し、各施策への協力を呼びかける

事業者における取り組み

① 資源ごみの分別排出の徹底

- ・各店舗からのごみの分別徹底のため、事業系ごみ出しルールの配布、ホームページ等での周知を実施し資源ごみの分別排出を図る
- ・焼却施設に搬入された事業系ごみを展開検査し、資源物や不適物が混入していた場合は持ち帰り等の指示および搬入ルールについての指導を実施
- ・沖縄県内で実施しているごみ減量化・資源化に対する施策の情報を発信し、各施策への協力を呼びかける

② 地域環境活動への参加

- ・事業者に対して町主催の地域環境活動（清掃活動）へ参加を呼び掛け、事業者に参加してもらうことでごみ減量化・資源化、環境保全に対する意識の改革を図る



2) 排出抑制計画のまとめ

町・町民・事業者の目標達成に向けた施策の SDGs による位置付けを以下に示します。

町における取り組み	①意識啓発のための広報活動				11	12	15	17
	②資源ごみの分別排出の徹底				11	12	15	17
	③食品ロス削減の推進	2			11	12	15	17
	④環境保全対策事業の推進				11	12	15	17
町民における取り組み	①ごみの分別排出の徹底・適正排出		7		11	12	15	17
	②食品ロス削減の推進	2			11	12	15	17
	③ライフスタイルの見直し				11	12		17
事業者における取り組み	①資源ごみの分別排出の徹底		7	9		12	15	17
	②地球環境活動への参加			9		12	15	17



持続可能な開発目標、SDGs（エスディー・ジーズ）とは？



SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことです。

17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット (達成基準) から構成されており、2030 年までに達成することとされています。

SDGs では広範の課題を網羅していますが、その中に生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等先進国が直面している、今取り組むべき課題も含まれています。



3) 収集・運搬計画

町におけるごみの収集・運搬に係る計画は、以下に示すとおりです。

町のごみの収集・運搬については、分別排出、排出日・時間の厳守等排出ルールの方針の徹底や、排出方法を分かりやすく示したポスター等の周知の対策を行います。また、在宅医療廃棄物の収集体制の整備について、関係機関と協議を行います。

項目		計画内容	
収集・運搬の主体	生活系ごみ	委託業者	
	事業系ごみ	許可業者	
収集対象区域		町全域	
分別区分		当面は現在の分別区分	
収集方式	生活系ごみ	もえるごみ	指定袋による収集
		もえないごみ・危険物	
	事業系ごみ	資源化物	透明袋等
		粗大ごみ	粗大ごみ処理券の貼り付け
			事業者と許可業者との契約

4) 中間処理計画

焼却施設等ごみ処理施設への負荷低減、ごみ処理コストの低減を図るため、ごみの減量化、水分を多く含んだ生ごみの混入抑制等が必要であり、意識啓発を継続して実施します。

分別区分	処理主体	処理施設	処理計画の概要
資源化物	西原町	西原町リサイクルヤード	シルバー人材センターや就労支援事業所の作業員によって資源化物の分別が行われ、当該ヤードに一時貯留後、資源化業者に引渡し
もえるごみ	南部広域行政組合	東部環境美化センター	今後も現体制を維持し、南部広域行政組合の東部環境美化センターにて焼却処理を行う
もえないごみ・危険ごみ	南部広域行政組合	東部環境美化センター	今後も現体制を維持し、南部広域行政組合の東部環境美化センターの不燃物処理施設において分別処理等を行う
粗大ごみ			



5) 最終処分計画

本町における一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、当面は委託処分（直接的には南部広域行政組合が最終処分先と委託契約を行っている）を継続します。

6) 大規模災害時の廃棄物処理について

災害時には、災害廃棄物の処理、災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、仮置場の確保等を迅速に行うことが求められることから、「西原町地域防災計画」に基づき、「西原町災害廃棄物処理計画」の策定を進めます。記載する内容は以下のとおりです。

なお、沖縄県が策定している「沖縄県災害廃棄物処理計画」に基づいて策定します。

災害廃棄物対策に係る組織体制

- ・災害廃棄物の処理に関する事務を実施するため、関係機関と調整し、災害廃棄物対策組織を整備

災害廃棄物処理フローの策定

- ・災害廃棄物の排出方法、収集・運搬ルート、仮置場での中間処理、既存廃棄物処理施設での処理、最終処分等に係る災害廃棄物処理フローを策定

仮置場の確保と配置計画

- ・災害廃棄物の撤去・処理・処分を円滑に実施するための仮置場を確保、および配置
- ・仮置場における災害廃棄物の分別作業、簡易処理の必要性について事前に対策を図る

仮置場での中間処理

- ・効率的な運搬、処理、処分を行うため、仮置場における重機等による災害廃棄物の分別、破碎等の処理について、適切・迅速な対応ができるよう協力体制を構築

関係機関との協力体制の確保

- ・災害時及び災害後は、本町及び南部広域行政組合での対応が困難になると想定されるため、周辺市町村等との協定等の締結により、相互支援体制を構築

災害廃棄物処理に係る環境保全対策

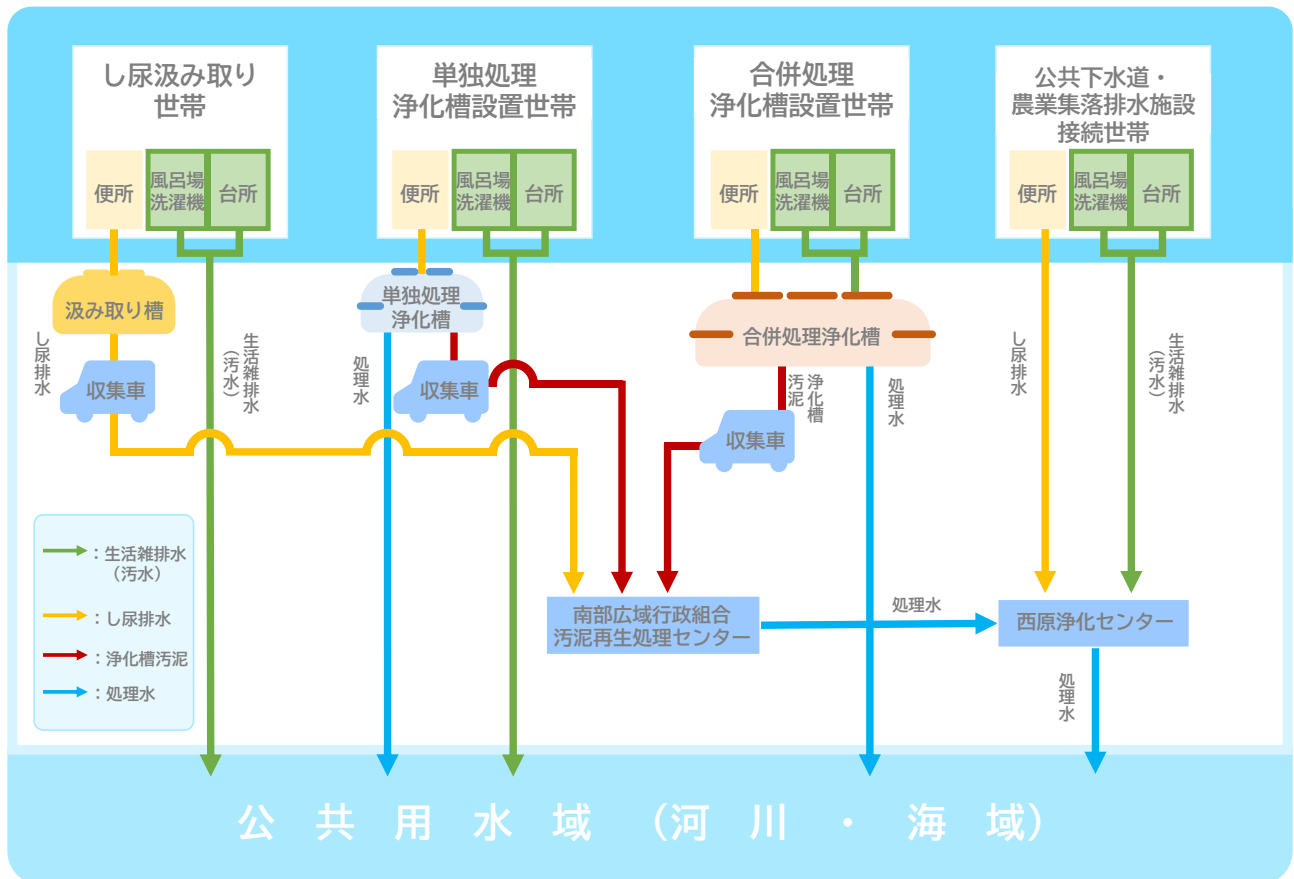
- ・各項目の検討にあたっては、悪臭対策、粉じん対策、汚水の発生防止等環境保全に十分留意する



生活排水処理基本計画

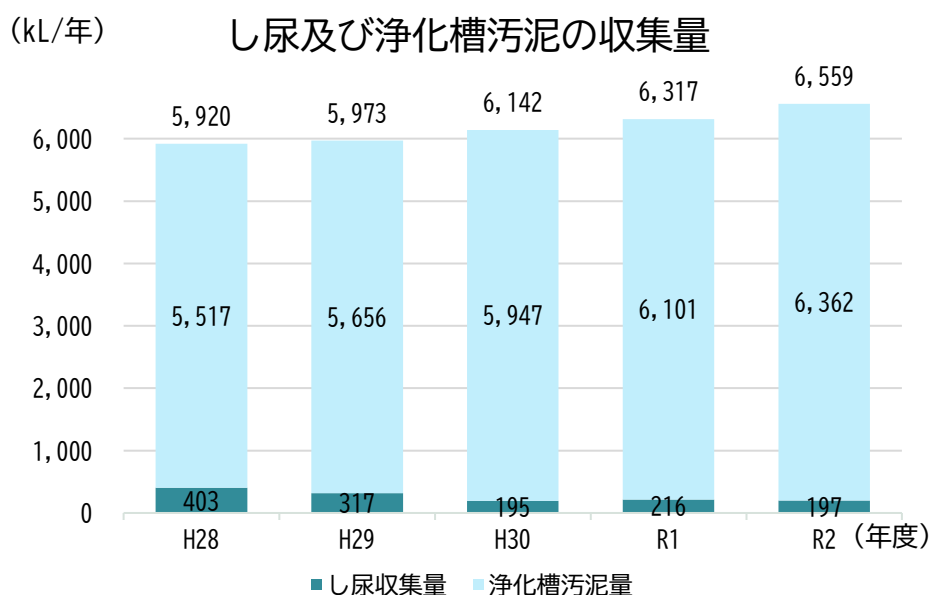
1. 生活排水処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合の汚泥再生処理センターにて適正に処理された後に河川等の公共用水域へ放流されます。また、公共下水道接続世帯から排出されるし尿排水は、西原浄化センターで適正に処理された後に河川等に放流されます。



2. 生活排水処理の実績

本町の令和2年度におけるし尿処理量は197 kL/年、浄化槽汚泥量は6,362 kL/年となっており、全体の約97%を浄化槽汚泥が占めています。



3. 生活排水処理の課題

1) 汚濁負荷量の低減

本町の生活排水処理率は増加しているものの、41.4%は生活雑排水が未処理のまま放流されています。下水道整備区域においては、下水道への接続を推進し、下水道計画区域外の区域では合併処理浄化槽への転換を推進します。

2) 合併処理浄化槽への転換

本町の浄化槽人口のうち、単独処理浄化槽人口が46.7%であることから、早急に公共下水道へ接続または合併処理浄化槽へ転換していく必要があります。

また、浄化槽の維持管理が適切になされていない場合、処理が不十分のまま公共用水域に排水されることが懸念されるため、適切な維持管理を行う必要があります。



4. 生活排水処理計画

1) 数値目標

生活排水処理における目標値は以下のとおりです。

	現状 (令和2年度)	中間目標年度 (令和8年度)	計画目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率	65.9%	71.1%	75.2%

2) 生活排水処理対策

生活排水の処理について、以下の対策を検討します。

① 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

- ・本町の浄化槽のうち、46.7%が単独処理浄化槽となっているのが現状
- ・浄化槽法の一部改正で「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが求められている
- ・単独処理浄化槽は老朽化による故障も懸念されるため、合併処理浄化槽への転換を推進

② 浄化槽の適正管理指導

- ・浄化槽の適切な維持管理がなされないと処理能力が低下し、十分な処理がされないまま排水される懸念される
- ・浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられているため、浄化槽管理者に対し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させる

③ 公共下水道などへの早期接続

- ・公共下水道整備区域内の住宅については早期の接続を促し、水洗化率の向上を図る
- ・公共下水道整備区域の延伸

④ 河川、排水路等の清掃活動の実施

- ・道路・河川愛護デーに合わせて河川、排水路等の清掃活動を実施



3) 施策のまとめ

前項の目標達成に向けた施策の SDGs による位置付けのまとめを以下に示します。

(1) 単独処理浄化槽の 合併処理浄化槽への転換	6 きれいな水と 衛生	11 持続可能な 都市と地域	12 つぎの世代 のための資源	14 海の豊かさ を守ろう	17 気候変動 に責任を負おう
(2) 浄化槽の適正管理指導	6 きれいな水と 衛生	11 持続可能な 都市と地域	12 つぎの世代 のための資源	14 海の豊かさ を守ろう	17 気候変動 に責任を負おう
(3) 公共下水道等への早期接続	6 きれいな水と 衛生	11 持続可能な 都市と地域	12 つぎの世代 のための資源	14 海の豊かさ を守ろう	17 気候変動 に責任を負おう
(4) 河川、排水路等の 清掃活動の実施	6 きれいな水と 衛生	11 持続可能な 都市と地域	12 つぎの世代 のための資源	14 海の豊かさ を守ろう	17 気候変動 に責任を負おう



4) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の効率的で適正な収集・運搬に努めます。

項目		計画内容
収集・運搬の主体	し尿	許可業者
収集・運搬の主体	浄化槽汚泥	
収集対象区域		町全域
収集・運搬の方法		各家庭で許可業者に申し込み

5) 中間処理計画

中間処理計画を以下に示します。

区分	計画内容
合併処理浄化槽	下水道処理区域外の単独処理浄化槽世帯及び汲み取り世帯に対し、合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行い、合併処理浄化槽への転換を促進
公共下水道	下水道処理区域内は今後も整備を進め、下水道整備済みの地域で未接続の世帯に対しては、接続を促進

6) 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要です。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立を図ります。また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定を進めます。



西原町一般廃棄物処理基本計画 概要版
令和4年4月



西原町 総務部 環境安全課

〒903-0220

沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

TEL (098) 945-5018
